

# 杏林医学会 研究助成金制度 細則

制定 令和4年4月1日

## (目的)

第1条 杏林医学会は、杏林医学会会員に対し、研究活動の一部資金を給付することを目的に「杏林医学会研究助成金制度（以下「医学会助成金」という）」を設ける。

2 この細則は、医学会助成金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (種類)

第2条 医学会助成金は、A.医学部・保健学部共同研究、B.個人研究、C.研究活動指導の3つの分野に分けて応募を行うものとする。

## (資格)

第3条 医学会助成金の応募については、A.医学部・保健学部共同研究、B.個人研究、C.研究活動指導それぞれで応募要項に記載した資格条件を満たすことを必要とする。

## (財源)

第4条 杏林医学会で保有する資産を充当する。

2 助成金用口座の残高が無くなった時点で、本制度は停止または廃止とする。

## (助成金の額)

第5条 助成金は3つの部門ごとに募集要項に記載した金額を助成する。

2 当該年度、それぞれの部門で助成に相応しい申請がなかった場合は、翌年に繰り越して複数の採択を行えるものとする。

## (選考委員会)

第6条 杏林医学会事務局にて杏林医学会助成金選考委員会(以下「選考委員会」という)を招集し、選考会を開催する。

2 選考委員会は、原則、次の者15名を持って構成する。

(1) 杏林医学会総務幹事1名

(2) 杏林医学会編集幹事1名

(3) 杏林医学会編集委員10名

(4) 杏林医学会評議員より選考委員として選ばれた者1名

(5) 杏林医学会役員・幹事会で推薦された医学部教授1名・保健学部教授1名

3 2の選考委員については、医学会総務幹事・編集幹事・評議員・編集委員の新任退任の際、学部間のバランスがとれるよう、その都度調整できるようにする。

4 前述(5)の選考委員については、任期を1年とし、当該年度の役員・幹事会で選任する。

- 5 選考委員会の司会は総務幹事が行う。
- 6 選考委員会に委員長を置き、委員長は編集幹事とする。
- 7 この助成金制度の募集並びに選考に関する要項は、募集の都度、杏林医学会役員・幹事会において検討し、選考委員会の了承を得るものとする。

(応募申請)

第7条 助成金を申請する者は、募集要項に定められた期間内に、申請書を杏林医学会事務局に提出する。

(助成金の交付)

第8条 助成金は、杏林医学会から杏林大学へ奨学寄付金として支払い、大学経理部に管理を委託する。

2 助成金は、医学会事務局が申請者が所属する学部事務（医学部：医学部事務課、保健学部：井の頭キャンパス庶務課）宛に杏林医学会事務局より寄付金申込書を提出し、用度管財課より申請者にプロジェクトコードが付与された後に使用可能となる。

3 申請者は、助成金の使用に関し、学部事務のルールに従って適切に経理(伝票)手続きを行う。

(助成金の停止)

第9条 医学会会長は、次の各号の一に該当する場合、助成金の交付を停止することができる。

- (1) 応募者が、休職、退職があったとき。
- (2) 申請の際に虚偽が認められたとき。
- (3) 学園の賞罰に関する規程による処分を受けたとき。

(その他)

第10条 本細則の改変は杏林医学会役員・幹事会の議を経て、医学会会長の承認を得なければならない。

付則

本細則は、令和4年4月1日より施行する。

以上